

(様式4)

舞福福企第 14 号
令和2年5月26日

社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
会長 荻野 隆三 様

舞鶴市長 多々見 良三



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年5月26日 から令和7年5月25日まで